

奥能登地区流域治水協議会 規約

(設立)

第1条 「奥能登地区流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、二級水系において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、個別課題に係る協議を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。部会は、個別課題に係る協議を行い、その結果を協議会に報告する。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 二級水系の流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は石川県奥能登土木総合事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和3年6月3日から施行する。

改正 令和6年11月1日 (第3条第2項追記、別表－1 構成機関の追加)

改正 令和7年5月30日 (別表－1 構成機関の追加、更新)

別表－１

機 関 名	代 表 者
輪島市	市 長
珠洲市	市 長
穴水町	町 長
能登町	町 長
石川県 土木部 河川課	課 長
石川県 土木部 砂防課	課 長
石川県 土木部 都市計画課	課 長
石川県 土木部 建築住宅課	課 長
石川県 農林水産部 里山振興室	室 長
石川県 農林水産部 農業基盤課	課 長
石川県 農林水産部 森林管理課	課 長
石川県 危機管理部 危機対策課	課 長
石川県 奥能登土木総合事務所	所 長
石川県 奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所	所 長
石川県 奥能登農林総合事務所	所 長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 金沢水源林整備事務所	所 長
林野庁 近畿中国森林管理局 石川森林管理署 奥能登地区山地災害復旧対策室	室 長
国土交通省 北陸地方整備局 河川部	地域河川調整官
	総合土砂管理官
国土交通省 北陸地方整備局 能登復興事務所	所 長
気象庁 金沢地方气象台	台 長
農林水産省 北陸農政局	地 方 参 事 官